

令和8年2月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和8年2月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	今村 東 委員
2 番	内田すなを 委員
3 番	大石 敏裕 委員
4 番	甲斐サエ子 委員
5 番	柿本 正信 委員
6 番	川津 富夫 委員
7 番	古賀 喜治 委員
8 番	後藤マス子 委員
9 番	清水 邦宏 委員
10 番	白水 貴 委員
12 番	高田 光秀 委員
13 番	田川 政文 委員
14 番	田中 文 委員
15 番	轟 香代子 委員
16 番	中園 正彦 委員
17 番	中村 裕 委員
18 番	中山 健治 委員
19 番	林田 高夫 委員
20 番	日比生和雄 委員
21 番	福島 哲憲 委員
22 番	保坂 泰生 委員
23 番	松隈 康吉 委員
24 番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

末次 龍夫 委員

事務局の出席者は8名である。

事務局 少しお早うございますが、出席予定の方お揃いですので、2月の総会の開催に当たり報告をいたします。本日は、現委員数24名中、23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。朝晩はまだ冷え込みますけれども、日中は少しずつ暖かくなって、春に向かっていっているのではないかと考えております。先日、県の研修大会で、うちの農業委員会が農業新聞の優秀賞をいただいております。これも皆様方のお力の賜物だと思っているわけでございます。感謝申し上げる次第でございます。それでは、早速であります、2月の農業委員会を始めたいと思います。それでは、ただいまより2月の農業委員会総会を開催いたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。所有権移転、東部地域、審議番号1番から、4ページの審議番号10番までの10件です。西武地域、審議番号11番から、6ページの審議番号16番までの6件です。使用貸借権設定、東部地域、審議番号17番の1件です。7ページをお願いします。西部地域、審議番号18番の1件です。以上、審議番号1番から審議番号18番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。なお、本議案の審議番号6番、7番、14番及び15番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でございますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告を願

います。

担当委員 審議番号6番の案件につきまして、1月16日、申請人の****氏と私、****、****推進委員並びに事務局職員においてヒアリングを実施しましたので御報告いたします。

申請人の****氏は、現在、朝倉市三奈木にお住まいです。新規農地取得の案件であるため、現在、久留米市に所有する耕作地はありませんが、既に朝倉市で1,845m²耕作されています。

申請人の年齢は74歳です。農作業については、朝倉から通うとなります。

取得する農地では、野菜を栽培する予定となっております。

栽培技術等については、既に50年以上前から農業に従事しており、問題ないと思われます。

また、作業に必要なトラクター、管理機等の機材は既に所有しています。

ヒアリングをした結果、申請人の能力も高く、今後も適切な農地の管理を見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、2月2日の東部審査会で報告を行い、問題はなしと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

担当委員 審議番号7番の案件につきまして、1月26日に申請人の****氏と私、****、****、****推進委員並びに事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので、御報告いたします。

申請人の****氏は、現在、うきは市吉井町にお住まいで、田主丸町殖木の農地を借りて農業を始める予定です。新規就農になります。

申請人の年齢は65歳です。農作業については、対象農地に隣接する農地を転用し、事務所及び露天駐車場を建設した上で、事務所で仕事をする傍ら管理を行っていく予定とのことです。

取得する農地では、果樹を栽培する予定となっております。

栽培技術等については、近隣農家に相談するとのことです。

また、作業に必要な機材ですが、軽トラック、草刈り機、掘削機は既に所有しています。

ヒアリングをした結果、申請人の意欲も高く、今後の活躍も見込めるものと考えら

れます。

また、ヒアリング結果について、2月2日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果についての報告を終わります。

担当委員

審議番号14番の案件につきまして、1月19日に申請人の****氏と、私と、****農業委員、****推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、津福本町の農地を買い受け、農業を始める予定です。新規就農地取得です。

申請人の年齢は74歳です。農作業は申請人本人と夫の2名で行うとのことです。

営農計画は、白菜、キャベツ、大根などの野菜を作付する計画となっております。

****氏は3年ほど市民農園を借りて家庭菜園を行ってきた経験があります。

農機具については、くわ、スコップ、一輪車を所有しています。

収穫物は、出荷の予定はなく、自家消費とのことで、ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、2月3日、西部審査会へ報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

担当委員

審議番号15番の案件につきまして、1月19日に、申請人の****氏、私、****、****推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人の****氏は、現在、三潞町在住で、年齢は71歳であり、今回、三潞町壱町原の農地を売買にて取得して農業を始める予定です。新規農地取得です。

営農計画は、トマト等の野菜を作付する計画となっております。

農業経験は、10年程度です。申請人本人が一人で営農され、収穫物は自己消費の予定です。

農機具につきましては、くわ、スコップを所有しており、耕運機を購入予定です。

ヒアリングをした結果、本人の意欲も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、このヒアリング結果につきましては、2月3日の西部審査会へ報告を行い、

問題ないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 報告のほうが終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終わらして、ただいまから採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、1号議案が可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いします。
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地典用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、田主丸町秋成、田、1筆、840m²。申請理由、申請地に自己用住宅及び農業用倉庫を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町益生田、田、2筆、計3,018m²のうち1,440m²。申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの（農地改良行為）です。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、北野町塚島、田、1筆、21m²。申請理由、申請地を水路の管理通路として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資す

る施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9 ページをお願いします。

西部地域、4 番、5 番の 2 件です。

4 番、申請地、藤光町、田、1 筆、1,858m²。申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの（農地改良行為）です。

5 番、申請地、藤光町、田、畑、3 筆、計1,130m²。申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するもの。農地改良行為です。農地区分は第 1 種農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号 2 番、5 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明は終わりましたので、審査会からの審査結果の報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番でお願いをいたします。

担当委員 東部審査会の 4 条申請について報告します。

審議番号 1 番、地図ナンバーは 1 番です。転用目的は、自己用住宅及び農業用倉庫を建築するものです。申請地は、船越小学校から南東へ約400mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の地帯農業地の地域内にある農地で、第 1 種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に寄与するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して北側の水路へ排水されます。污水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号 2 番、地図ナンバーは 2 番です。

転用目的は農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は令和 8 年 2 月 17 日から令和 8 年 3 月 31 日までの予定で、改良後はブルーベリー・レモンを作付する計画となっています。申請地は、J R 田主丸駅から南西へ約1.1 k mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、のり面側溝により土砂の流出を防ぐ計画となっています。続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は水路の管理通路として利用するものです。申請地は北野中学校から国道へ約100mのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ha以上の規模の1段の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

担当委員

続きまして、西部審査会の4条申請について報告します。

審議番号4番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、農地改良工事に伴う一時転用です。一時転用期間は許可日から令和8年5月31日の予定で、改良後は田として利用する計画となっています。

申請地は、久留米工業大学から北西へ約1.3kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、農地改良工事

に伴う一時転用です。一時転用期間は許可日から令和9年2月28日の予定で、改良後は畑として利用する計画となっています。

申請地は、荒木中学校から東へ約920mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、一時的な利用に供するものとして、許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、終了いたしまして、ただいまより採決を行います。
第2号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。なお、審議番号2番及び5番は許可相当として、県農業会議で意見聴取をいたします。
それでは、続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 10ページをお願いします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地定用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域1番から3番までの3件です。

1番、申請地、大橋町常持、田、1筆、2,076m²。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町殖木、田、1筆、994m²。

申請理由、申請地を取得して、事務所兼倉庫の建築及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、北野町塚島、田、2筆、計2,111m²。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地7区画として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いします。

西武地域4番から12ページ11番までの8件です。

4番、申請地、上津町、畑、1筆、498m²。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

5番、申請地、宮ノ陣町大杜、田、2筆、計1,676m²。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地7区画として利用するものです。

6番、申請地、宮ノ陣町八丁島、畑、1筆、167m²。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

7番、申請地、城島町江上、田、3筆、計258m²。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12ページをお願いします。

8番、申請地、城島町四郎丸、田、1筆、125m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、城島町四郎丸、田、1筆、77m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、三潞町西牟田、田、1筆、394m²。

申請理由、申請地を取得して、事務所兼倉庫を建築及び露天資材置場兼駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、三潞町西牟田、畑、1筆、338m²。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号1番、3番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。東部審査会よりお願いをいたします。

担当委員 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは6番です。

転用施設は、貸露天資材置き場として利用するものです。なお、申請人が役員を務める土木建築会社へ資材置場として貸す計画です。

申請地は、大橋小学校から南へ約770mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一覧の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につしまし

ては、発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、事務所兼倉庫の建築及び露天駐車場として利用するものです。

申請地は、船越小学校から南西へ約800mのところに位置します。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して北側の水路及び西側の敷設側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、縁石を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバー8番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地7区画として利用するものです。

申請地は、北野中学校から北東で約100mのところに位置します。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して、新設する前面道路の側溝から南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、施設の縁石及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

担当委員

続きまして、西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号4番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。譲受人が営む保育園で利用する

計画となっています。

申請地は、上津小学校から西へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、のり面施工及び既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地7区画として利用するものです。

申請地は、宮ノ陣小学校から西へ約130mのところに位置しております。

農地区分につきましては、西鉄学校前駅からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して北側の道路側溝及び南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側及び南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものです。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北東へ約510mのところに位置します。

農地区分につきましては、西鉄古賀茶屋駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の河川へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせるにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、江上小学校から北へ約40mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農

地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、青木小学校から北へ約330mのところに位置します。

農地区分につきましては、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡から暗渠管を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽から暗渠管を経由して北側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは14番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

申請地は、青木小学校から北へ約330mのところに位置します。

農地区分につきましては、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び周囲と高さを合わせるにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは15番です。

転用目的は、事務所兼倉庫及び露天資材置場兼駐車場として利用するものです。

申請地は、久留米市西牟田小学校から南西へ約1.3kmのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとし

て、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び溜枡を経由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは16番です。

転用目的は、貸露天資材置場の敷地を拡張するものです。譲受人が営む土木建築資材販売業の会社へ貸す計画です。

申請地は、西牟田保育園から北へ約290mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、特別の立地条件を必要とする事業に寄与するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、8件につきましては、担当農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。質疑はありませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑のほうがないようでございますので、終了いたしまして、採決をいたします。
3号議案に参加の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、審

議番号1番及び3番は、許可相当として県農業委員会に意見聴取をいたします。
続きまして、第4号議案に入ります。久留米市農用地利用集積等促進計画について
を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
第4号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について、中間管理事業の推進に
関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について、
意見を求められたので付議いたします。
1、内容。第1区1番から14ページ6番までの6件です。
15ページをお願いいたします。
第2区7番、8番の2件です。
続きまして、第3区9番から16ページ、11番までの3件です。
続きまして、第5区12番から17ページ、15番までの4件です。
2、意見（案）。各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、
当該計画は問題ないと思われるとしております。
以上で、説明を終わります。

議 長 説明終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願いま
す。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、終了いたしまして、採決をいたします。
第4号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。よって、久
留米市長宛通知をいたします。
続きまして、第5号議案に入ります。久留米市農業委員会農業委員の役職辞任に伴
う副会長の互選についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農業委員会農業委員の役職辞任に伴う副会長の互選について、久留米市農業委員会の農業委員より役職を辞任する申出書の提出があったので、久留米市農業委員会組織規定第4条の規定に基づき、久留米市農業委員会副会長を互選するため、付議いたします。

1、辞任申出内容

辞任申出委員、****、辞任申出理由、一身上の都合によるものです。辞任年月日は、令和8年2月28日付となっております。

2、選出内容

選出方法は、委員の互選によるものです。任期といたしましては、令和8年3月1日から令和8年7月19日までとなっております。

なお、委員会には副会長を4人置くこととされており、このたびの役職辞任により、欠員となった副会長1名を選出するものです。選出の方法につきましては、久留米市農業委員会組織規定第2条第1項を準用し、単記無記名投票とされておりますが、同条第2項で、委員の総意によりその他の方法での互選も可能であると規定されております。

事務局からは、地方自治法第118条第2項の普通地方公共団体の議会において行う指名推選の規定を準用し、この場で指名推選を行うという方法を御提案いたします。事務局からの説明及び提案は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明及び提案がございました。
指名推選での選出方法について、御異議はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 異議なしと認めます。それでは指名推選による選出を行うことといたします。推選をされる場合は、併せて推選理由を述べていただきますようお願いいたします。
それでは、推選をされる方はございませんでしょうか。お願いします。

委員 副会長が西部地区からだったので、そのまま西部地区からというようなことで、西

部地区から****委員さんを指名したいと思います。理由としましては、農業委員の前に推進委員も2期されており、経験もあり、そのとき代表者会議の出席もありますので、****委員が適任かと思います。

以上です。

議 長 ほかに推選される方、ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 ほかに推選なしといたしまして、採決をいたしたいと思います。

現在、****委員が推選をされております。ほかに推選がないようでございますので、****委員を副会長に決定したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案、久留米市農業委員会農業委員の役職辞任に伴う副会長の互選につきましては、****委員を副会長に決定をいたしました。

それでは、続きまして、第6号議案のほうに参ります。

久留米市農業委員会農業委員の役職辞任に伴う職務代理者の互選についてを議題といたします。

事務局の説明を認めます。

事 務 局 19ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農業委員会農業委員の役職辞任に伴う職務代理者の互選について、久留米市農業委員会の農業委員より役職を辞任する申出書の提出があったので、久留米市農業委員会組織規定第3条の規定に基づき、久留米市農業委員会の職務代理者を互選するため、付議いたします。

1、辞任申出内容

辞任申出委員は、****。辞任申出理由、一身上の都合によるものです。辞任年月日、令和8年2月28日付となっております。

2、選出内容

選出方法につきましては、副会長の中から委員の互選によるものとなっております。
任期につきましては、令和8年3月1日から令和8年7月19日までとなっております。

なお、会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、会長が欠けたとき、または事故あるとき、委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。久留米市農業委員会組織規定第3条において、職務代理者は2名とするとなっており、同規定第4条において、職務代理者は副会長とするとなっております。

第1職務代理者でありました****副会長が役職辞任されておりますので、改めて4名の副会長の中から2名の選出をお願いしたいと思っております。

事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 事務局からの説明がありましたように、副会長4人にて選考をお願いいたします。
時間をお取りしますので、後ろのほうでお願いをいたします。決まりましたら戻って来られて。
それでは、決まったようでございますので、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 それでは、事務局より報告いたします。
協議の結果、****副会長及び****副会長が選出されました。
事務局からの報告は、以上でございます。

議 長 ただいま報告がございましたように、****副会長と****副会長を職務代理者に決定したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、第6号議案、久留米市農業委員会農業委員の役職辞任に伴う職務代理者の互選につきましては、****副会長及び****副会長を職務代理者に決定いたしました。

なお、久留米市農業委員会組織規定におきまして、職務代理者の順序は、私、会長が定めることとなっておりますので、****副会長を第1職務代理者、****

副会長を第2職務代理者に決定をさせていただきます。

以上をもちまして、議案の審議を終わります。

引き続きまして、報告事項に入りたいと思います。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、事務局の説明を省略いたします。

それでは早速、質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理に要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、10番、白水貴委員、24番、本山龍一委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。